

重 要

被災中小企業施設・設備整備支援事業資金の借入申込に係る
確認事項及び貸付決定後の遵守事項について

公益財団法人えひめ産業振興財団

確 認 書

公益財団法人えひめ産業振興財団
理事長 大塚 岩男 様

住 所
法人名又は商号名
氏名又は代表者名 印

被災中小企業施設・設備整備支援事業に係る資金の借入申込書を提出するに際し、当社（所）は独立行政法人中小企業基盤整備機構法第2条第1項各号に掲げる中小企業者であることを確認し、「被災中小企業施設・設備整備支援事業資金の借入申込に係る確認事項及び貸付決定後の遵守事項について」を受領し、「Ⅰ．借入申込に係る確認事項」について当社（所）はすべての事項に該当しないことを確認いたしました。なお、当社が確認事項について該当しないことの確認のため、公益財団法人えひめ産業振興財団が関係機関に照会されることについて同意します。確認事項に関し虚偽又は錯誤の申告をしたことが判明した場合には、貴財団から本資金の借入れ申込みが拒絶されても異議を申し立てません。また、これにより損害が生じた場合でも、一切私の責任といたします。併せて、「Ⅱ．貸付決定後の遵守事項」についてもその内容を全て確認し、「Ⅲ．貸付審査に係る関係機関への照会等」についても同意いたします。

今後、事業計画等の変更により協議を要する事項が生じた場合には、速やかに貴財団に対し申し出ること、規定、契約等に違反した場合には、貴財団から償還期限前に貸付金の全部又は一部の支払を請求されること、また、違約金（年10.75%）を徴収されることを確認いたしました。

この書面は、「被災中小企業施設・設備整備支援事業資金の借入申込に係る確認事項及び貸付決定後の遵守事項について」とあわせて合計2ページをA3用紙1枚に両面印刷とした上で、被災中小企業施設・設備整備支援事業に係る資金の借入申込書に合わせて提出すること。

この事業は、国の資金を原資としており、適切な運用が求められていることから、一般の金融機関からの借入れとは異なり、借入申込時点での確認のほか、借入後においても種々の制約があります。特に次の事項については、遺漏のなきようお取り扱いください。

なお、これらに違反した場合は、貸付決定を取り消し、貸付金の返還や貸付日に遡っての違約金（年10.75%相当）が請求されるなど、厳しい取扱いがされることがありますので、注意してください。

※以下ご確認の上、□にチェックマーク（☑）を入れてください。

- Ⅰ．借入申込に係る確認事項（下記1～11のいずれにも該当しないこと）
- 破産、民事再生、特別清算等法的整理の手続き中、若しくは申立中又は私的整理の手続き中である。
 - 手形又は小切手についての不渡があり、取引停止処分を受けている。
 - 財団の他の事業で返済金の遅延が生じている。
 - 信用保証協会に対し求償権債務が残っている。
 - 融通手形操作等を行っている。
 - 高利借入を利用して、早期解消が見込めない。
 - 業績が極端に悪化し大幅な債務超過の状態に陥っている。
 - 税金を滞納し、完納の見通しが立たない。
 - 法人の商号、本社、業種、代表者を頻繁に変更している。
 - 暴力団等の反社会的勢力が経営に関係するなど暴力的不法行為が介在している。
 - 風俗営業等の規則及び業務の適正化に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する風俗営業及び性風俗特殊営業を行っている者の場合（同法第2条第1項第1号に掲げる料理店及び第5号に掲げる営業を除く。）

Ⅱ．貸付決定後の遵守事項

- 1 貸付対象施設の設置、取得等
無断で借入申込書に記載した内容と異なる施設の設置又は費用の支払いを行わないこと。
無断で値引きや払い戻しなどを受けないこと。
- 2 支払完了報告の提出等
貸付対象施設の整備及び経費の支払を完了したときは、支払いを証明する関係書類を整備の上、速やかに提出すること。
貸付対象施設が登記の対象となる新たな動産、不動産であるときは、設置完了後速やかに登記を行い、登記簿謄本を提出すること。
- 3 検査及び事後指導等
経費の支払い後等において、施設の整備、経費の支払状況、利用状況等について検査を実施する際受入準備、関係書類の整備及び提出をすること。
貸付後、事後指導、調査等がなされる場合は、これを受入れ、資料等が求められたときは、速やかに提出すること。

□4 公正証書の作成

強制執行承諾条項を付した金銭消費貸借契約公正証書作成において、借入事業者と連帯保証人が用意する書面等を、指示に従い速やかに提出すること。

□5 金融機関等へのつなぎ資金の返済

貸付対象施設の整備に関する費用を、借入金（つなぎ資金）で調達する場合、本事業による貸付金の貸付を受けたときは、該当する借入金（つなぎ資金）を速やかに全額返済し、本貸付金が貸付対象となる施設に充当されるものであること。

□6 物的担保

原則として、貸付対象施設に担保を設定する。貸付金の貸付に際して、対象の建物に抵当権（建替の場合は、財団が単独第1順位）を速やかに設定し、併せて、対象の建物が借地上の建物の場合は、事前に地主の承認を受けること。また、建物以外は原則として譲渡担保とすること。

補助対象物件に対し抵当権・譲渡担保を設定する際、事前に愛媛県知事の承認（取得財産等の処分承認）を受けること。

□7 損害保険等の付保

指示に基づき、対象施設に対し、貸付対象期間中継続して損害保険又は共済（以下「保険」という。）を付保し、保険金請求権の上に質権を設定（財団を質権者に設定）すること。

□8 経理処理及び書類の整備

貸付金については、長期借入金（被災貸付金）として処理すること。

対象経費については、固定資産に計上し、固定資産台帳及び総勘定元帳に記帳整理すること。

支払状況は、関係帳簿に記帳整理し、明確にすること。見積書、売買等契約書、納品書、請求書、領収書、手形及び小切手の発行控え、当座勘定照合表、預金通帳等関係書類をこの資金に係る一切の債務を返済するときまで独立して整理保管しておくこと。

□9 決算書・利用状況報告書の提出

毎事業年度終了後速やかに、決算書及び貸付対象施設に係る毎事業年度末現在における利用状況について財団に提出すること。

□10 承認、届出を要する事項

(1) 承認事項

次のいずれかに該当するときは、あらかじめ財団の承認を受けること。

- ・貸付金の償還方法、償還期日、その他契約内容の変更を必要とするとき。
- ・貸付対象施設の内容又は設置場所を変更しようとするとき。
- ・貸付対象施設の現状変更、目的外使用、譲渡、交換、貸与、使用の中止若しくは質権、抵当権の設定をし、又はその運営を他人に委託しようとするとき。
- ・貸付金を償還期日前に償還しようとするとき。

(2) 届出事項

次のいずれかに該当するときは、速やかに財団に届け出てその指示を受けること。

- ・災害その他の理由により、貸付対象施設が滅失し、又は使用不能となったとき。
- ・貸付対象施設を廃止しようとするとき。
- ・連帯保証人が死亡し、住所若しくは居所が不明となり、又は保証能力を有しなくなったとき。
- ・借入事業者又は連帯保証人の住所、氏名若しくは名称、代表者の変更その他重要な変更があったとき。
- ・担保物件が滅失し、又はその価値を著しく減じたとき。
- ・事業の全部又は一部を中止し、若しくは廃止し、又はその経営について重大な変動があったとき。

□11 繰上償還

(1) 欠格事項該当の判明

貸付決定後、次に掲げる事項に該当することが明らかとなった場合には、貸付決定を取り消し、又は繰上償還を請求する。

・破産、民事再生、特別清算等法的整理の手続き中の場合（申立中の場合を含む。）又は私的整理の手続き中の場合であって事業継続の見通しが立たない場合

・手形又は小切手について不渡がある場合及び取引停止処分を受けている場合

・財団の他の事業で返済金の遅延が生じている場合

・信用保証協会に対し求償権債務が残っている場合

・融通手形操作等を行っている場合

・高利借入を利用して、早期解消が見込めない場合

・業績が極端に悪化し大幅な債務超過の状態に陥っており、事業好転が望めず事業継続が危ぶまれる場合

・税金を滞納し、完納の見通しが立たない場合

・法人の商号、本社、業種、代表者を頻繁に変更している場合

・暴力的不法行為が介在する場合

・風俗営業等の規則及び業務の適正化に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する風俗営業及び性風俗特殊営業を行っている者の場合（同法第2条第1項第1号に掲げる料理店及び第5号に掲げる営業を除く。）

(2) 貸付対象施設の資産未計上

貸付金を交付したその日の属する事業年度の固定資産台帳その他の資料を当該事業年度終了後6か月以内に確認を行った際に、資産計上の事実が確認できない場合は、貸付金の全部又は一部の繰上償還を請求する。

(3) 違反等の発生

次に掲げる事項に該当するときは、貸付金の全部又は一部の繰上償還を請求する。

・貸付金を貸付の目的以外に使用したとき。

・貸付金の償還を怠ったとき。

・規定若しくは契約に違反し、又は虚偽の申請により貸付金の貸付けを受けたとき。

・資金貸付の目的の達成が困難であるとき。

・貸付対象施設に係る事業を廃止したとき。

・貸付金以外の債務につき仮差押え、仮処分、強制執行、滞納処分又は競売の申立てを受けたとき。

・銀行取引停止処分を受けたとき。

・破産、民事再生、会社整理若しくは会社更生法の申立てを受け、又は自らこれらの申立てをしたとき。

・正当な理由がなく承認事項又は届出事項の実施を怠ったとき。

・その他正当な理由がなく、貸付けの条件に違反し、又は財団の指示に従わなかったとき。

□12 担保、連帯保証人の変更等

貸付時又は貸付後において、増担保の提供、連帯保証人の変更又は追加、担保の変更を求めたときは、速やかにこれに応じること。

Ⅲ. 貸付審査に係る関係機関への照会等

□1 グループ補助金交付申請に関して愛媛県から資料の提供を受けあるいは資料を閲覧することについて同意します。

□2 金融機関及び愛媛県信用保証協会に対して、取引状況、支援方針等について照会し回答を得ることに同意します。